

# 船員行政のデジタル化の 方向性について (たたき台)

令和5年5月26日

国土交通省海事局

- 「窓口出頭」・「現物提示」・「船員手帳への手書き・押印」を前提とした手続が多く、デジタル化を阻害。船員手帳、海員名簿、海技免状等の船舶に積まれている書類の現物提示が求められているため、船員が窓口に出頭しなければならないとなっている。
  - ⇒ デジタル化を進めるためには、これらを前提としない仕組みに変更することが必要。
  - ⇒ 船員の働き方改革の観点からも、船員以外の者(船舶所有者など)が申請などを行える仕組みにし、船員の負担を軽減することが必要。
- 様々な手続で、同一又は類似の記載事項や添付書類が重複して存在。制度創設時からの状況の変化等により、制度の見直しを検討すべきと思われる手続も生じている。
  - ⇒ 現行の手続をそのままデジタル化するのではなく、関連する手続全体としての業務プロセスの再構築(BPR)を行い、合理的な仕組みとすることが必要。

# 業務プロセスの再構築(BPR)

- 官民双方の業務の効率化のため、現行の行政手続をそのままデジタル化するのではなく、関連する行政手続全体としての業務プロセスの再構築(BPR)を行い、合理的な仕組みとする。
- 添付や提示を求めている様々な書類について、電子的な作成・保存を可能とする方向で検討する。
- システムには、記載漏れ・添付漏れ等の注意やデータの自動集計などの機能を付与し、審査ミスの発生を防止するとともに、審査に要する時間の短縮を図る。

## 優先的にBPRを進める行政手続

※件数は、令和3年度実績値

### ・船員手帳(法50条)

交付【9,219件】、再交付【342件】、訂正【756件】、書換え【6,881件】、返還【未集計】

— 一年少船員の認証(法85条)【未集計】

— 航海当直部員の認定(法117条の2)【3,069件】

— 危険物等取扱責任者の認定(法117条の3)【4,774件】

— 特定海域運航責任者の認定(法117条の4)【2件】

### ・雇入契約(法37条、38条) 【204,328件】

### ・航行報告(法19条)

【受理:3,233件、証明1,803件】

### ・事業状況報告書・災害疾病状況報告書 (法111条) 【6,774件】

窓口出頭が必要で件数も多い行政手続を最優先で検討。

また、件数が多く、行政によるデータベースへのデータ入力が必要な行政手続についても、これに準じて対応する。

その他の行政手続についても、順次、BPRを検討していく。

# 論点 (船員手帳)

- 船員行政手続のデジタル化を進めるに当たっては、多くの手続で使用される船員手帳の取り扱いの見直しが必要不可欠。見直しに当たっては、以下のような点について方向性を定める必要がある。

## ● オンライン化後の船員手帳のあり方

- 手続のオンライン化後も、船舶に乗り組んでいる船員の確認に用いるため、カード型の「船員証」(仮称)を発行するとともに、乗船中は船長が保管することとしてはどうか？

## ● 身分証明

- 船員証(仮称)においても、身分証明を引き続き行うべきか？必要な場合、その理由は何か？
- 身分証明を行う場合であっても、身分証明を希望する者についてのみ行うこととし、身分証明を希望しない場合は窓口に出頭しなくても良いこととしてはどうか？(オンライン申請・郵送交付)

(参考)パスポートは、オンライン申請の場合も、受け取りの際に出頭が必要。

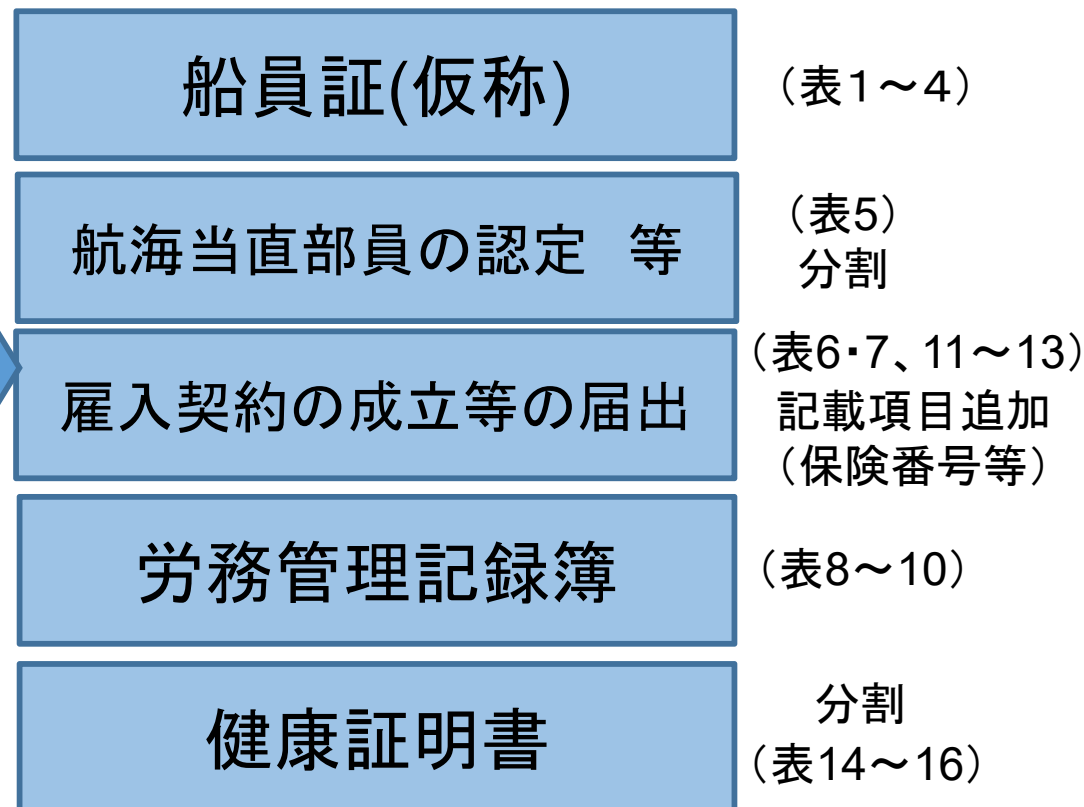
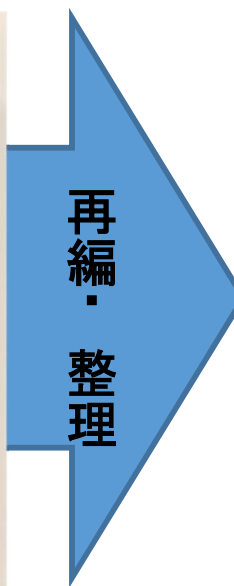
船員手帳での身分証明を希望しない外国人は出頭が免除されている。

## ● ポートステートコントロール(PSC)

- 国際航海に従事する船舶については、外国のPSC当局の理解を得た上で実施する必要があるのではないか？(例えば、PSCで確認する情報については、予め、印刷して船舶に備え置くこととするなど、具体的な方法も含め、外国のPSC当局と調整)

# 船員手帳のカード化・デジタル化(イメージ)

- 船員手帳をカード化し、「船員証」(仮称)とする。  
 ※注)当面はカード化を念頭に検討を進めるが、今後、システムの検討や海外のPSC当局との調整状況などを踏まえ、必要に応じ、他の形状や内容に見直す。
- 船員手帳の記載事項と、他の行政手続の重複・類似する記載事項を総合的に再編・整理する。
- 船員手帳の雇入契約等に関する記載事項については、雇入契約の成立の届出等の他の行政手続で確認の上、新たに整備する船員データベース(仮称)に保存し、船員がスマホやパソコンで閲覧したり、必要な情報を船舶所有者にメールで提出したり、国による証明を申請したりできるようにする。船員手帳に記載済みの乗船履歴についても、船員データベース(仮称)に登録することを可能とし、船員による乗船履歴の証明を容易にする。(デジタル)
- 船員データベース(仮称)等のデータベースとのデータ連携や、スキャンデータの添付等により、窓口での現物提示を不要とする。
- これらの取組により、船員手帳を使用する行政手続のオンライン化を実現する。



# 船員証(イメージ)

横8.6cm × 縦5.4cm (自動車運転免許証と同じサイズ)

※注)当面はカード化を念頭に検討を進めるが、今後、システムの検討や海外のPSC当局との調整状況などを踏まえ、必要に応じ、他の形状や内容に見直す。

(表面)

**船員証 MARINER'S IDENTIFICATION CARD**

写真

氏名 Name <small>(Former surname)</small>	国土(運輸) 太郎 Kokudo(Unyu) Taro	男 male
本籍 Nationality	東京都 Japan	
生年月日 Date of birth	1981年11月3日 Nov.3,1981	
交付日 Issued on	2022年1月25日 Jan.25,2022	
有効期間 Valid until	2032年1月24日 Jan.24,2032	

船員番号  
XXXXXXXXXXXX  
カード番号 03

QR  
コード

国土交通大臣  
Minister of Land,Infrastructure  
Transport and Tourism Japan 印

不出頭者(外国人など)については、次のように、出入国における本人の身分を証明するものではない旨を記載する。

出入国時の本人身分証明: 不可  
(Not valid as a Seafarer's national identity document)

FAL条約における船員手帳の記載事項など、希望者について追加的な事項を証明するための記載欄を設ける。

(裏面)

この船員証は、交付したときから10年間有効とする。ただし、航海中にその期間が経過した場合には、その航海が終了するまで、なお有効とする。

日本の国内法令に基づき、氏名に( )で旧姓を記載することが認められている。

**【船員証受有者への注意事項】**

船員は、必ず船員証をもたなければなりません。様々な手続に使用しますので、大切にしてください。

船に乗っている間は船長に保管してもらい、船から下りるときに返してもらってください。

様々な船員行政手続で  
使用できる船員番号  
とカード番号を印字

二次元バーコードをスマホやタブレットで読み込み、  
表示された画面でパスワードを入力すると、  
船員の保有資格、雇入契約等の情報を表示



- 前回の船員部会で労使の各委員から頂いた行政手続の見直しのご意見については、事務局において順次検討を進め、デジタル化よりも前に見直しが可能なものについては、デジタル化を待つことなく、できるだけ速やかに見直しを図っていくこととしてはどうか。
- 各種講習のオンライン化についても検討を進めてはどうか。
- BPRを進める際には、船員のプライバシーの保護の観点からも必要な見直しを行うべきではないか。(例. 本籍地情報、給料情報)
- システムの構築に当たっては、情報セキュリティを十分に確保するべきではないか。
- オンライン手続の使用方法をわかりやすく説明するとともに、個々の手続について、わかりやすい記載例、Q&Aの整備を進めるべきではないか。
- 船員や船舶所有者等向けのオンライン手続に関する説明会の実施についても検討するべきではないか。